

～屋外広告物申請についてよくある質問～

・申請書類は何部必要ですか？

A. 屋外広告物許可申請書と必要書類含め正・副 2 部です。

例： 許可権者が多摩建築指導事務所（東京都）であれば、多摩建築指導事務所長宛の申請書等正・副 2 部、許可権者が青梅市であれば、青梅市長宛の申請書等正・副 2 部が必要になります。

・許可権者はどうやって区別しますか？

A. 青梅市ホームページ上の申請窓口の表を確認ください。

広告物の種類や面積によって、許可権者が異なります。

・書類に押印は必要ですか？

A. 委任状のみ押印が必要です。

・工作物確認済証はどこで入手できますか？

A. 【多摩建築指導事務所建築指導第三課：0428-23-3423】にまずは連絡していただき、工作物確認申請が出ているか確認してください。

・屋外広告物管理者の設置基準は何ですか？

A. 広告塔や広告板の高さが 4 メートルを超えるものまたは 1 つの広告物の表示面積が 10 平方メートルを超える場合に、屋外広告物管理者を置かなければなりません。

・多摩建築指導事務所宛（東京都）の申請書類はどこに提出すればいいですか？

【書類送付先】

A. 多摩建築指導事務所宛の申請書類も青梅市にお送りください。（青梅市の窓口で直接提出も可能です。）

こちらで内容を確認した後、こちらから書類を多摩建築指導事務所に送ります。

・提出はどのようにすればいいですか？

A. 青梅市の窓口にて直接提出、もしくは郵送も可能です。郵送での申請の場合は、必要書類の他に、「110円切手を貼付した納付書送付用封筒（定型）」と「許可書等送付用封筒（レターパックライト推奨）」の同封をお願いします。※切手を貼付し、宛名を記載してください。

【書類送付先】

〒198-8701

東京都青梅市東青梅 1-11-1 青梅市役所 都市整備部管理課庶務係

・すべての広告物について許可申請が必要ですか？

A. 第三者広告の場合、すべての広告物に許可申請が必要です。

一方、自家用広告（敷地内広告）の場合、同一敷地内の広告物の合計面積が禁止区域内で5平方メートル以内、許可区域内で10平方メートル以内であれば、許可申請は不要です。

詳しくは管理課庶務係（電話番号：0428-22-1111）までお問い合わせください。

・申請後の流れはどのようになっていますか？

A. 青梅市ホームページの屋外広告物申請の流れ（図）をご確認ください。

・申請書類提出からどのくらいで許可が下りますか？

A. 許可手数料をお支払い後、修正等がなければ約2週間で許可が下ります。